

公有地の占有に関する  
調査特別委員会

最終報告書

令和5年12月5日

## 目次

1 調査の趣旨 .....	1
2 特別委員会の設置 .....	2
(1) 設置の経緯 .....	2
(2) 付議事件 .....	2
(3) 委員会の定数 .....	2
(4) 委員長、副委員長、委員の氏名 .....	2
(5) 委員会の運営と情報公開の取り扱いについて .....	2
3 委員会の開催状況 .....	3
(1) 第1回委員会 令和3年9月30日 .....	3
(2) 第2回委員会 令和3年10月8日 .....	3
(3) 第3回委員会 令和3年10月20日 .....	3
(4) 第4回委員会 令和3年11月5日 .....	3
(5) 第5回委員会 令和3年11月26日 .....	3
(6) 第6回委員会 令和3年12月7日 .....	3
(7) 第7回委員会 令和4年2月1日 .....	3
(8) 第8回委員会 令和4年11月2日 .....	4
(9) 第9回委員会 令和5年3月10日 .....	4
(10) 第10回委員会 令和5年9月5日 .....	4
(11) 第11回委員会 令和5年9月25日 .....	4
(12) 第12回委員会 令和5年4月14日 .....	4
4 証人、執行機関の出席等 .....	5
(1) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要 .....	5
5 記録、資料の提出 .....	7
(1) 執行機関に提出を求めた資料等 .....	7
6 委員派遣 .....	7
7 調査の結果 .....	8
(1) 公有地の不法占有に関する問題 .....	8
(2) 無願埋立地に関する問題 .....	8
8 調査経費 .....	10
(1) 令和3年度 .....	10
(2) 令和4年度 .....	10
(3) 令和5年度 .....	10
9 おわりに .....	11

## 1 調査の趣旨

令和3年3月から蓑島の市有地と民有地の境界に関することについて建設経済委員会で調査したところ、民間の建物の一部が市有地の境界内に一部入っていることのほかに、埋立工事を許可なく行っていたことが判明した。本市議会では、その真相の究明を行うには、建設経済委員会では調査できないと判断し、新たに特別委員会を設置し、地方自治法第98条の検査権及び同法第100条の調査権を行使し、事実関係の調査をおこなった。

## 2 特別委員会の設置

### (1) 設置の経緯

令和3年3月定例会において、市有地である行橋市大字蓑島835-1と民有地部分の境界を明らかにするように指摘し、所管が復元測量をした結果、建物、アスファルト、植物部分が越境していることが判明した。また、海側に張り出した2箇所の三角形の部分が無断で構築されていたことが判明した。

令和3年9月30日に所管委員会において所管部分のみの調査を行うのではなく、全体を通して調査を進める必要があると判断し、地方自治法第100条第1項及び第98条第1項の権限を委任する調査特別委員会設置を提案するに至った。

### (2) 付議事件

行橋市大字蓑島字東崎、字将家保谷並びに同地先の占有に関する事

### (3) 委員会の定数

10名

### (4) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長 大池 啓 勝

副委員長 田 中 次 子

委員 徳 永 克 子

委員 二 保 茂 則

(令和5年3月28日～)

委員 田 中 建 一

委員 鳥井田 幸 生

(令和3年9月30日～令和5年3月20日)

委員 面 岡 淳 輔

委員 小 原 義 和

(令和4年6月13日～)

(令和3年9月30日～令和4年6月7日)

委員 藤 木 巧 一

委員 瓦 川 由 美

委員 矢 野 潤 一

委員 小 見 祐 治

### (5) 委員会の運営と情報公開の取り扱いについて

特別委員会のスケジュール、開催場所、運営方針、記録の提出、証人の出頭、証人の尋問、参考人の招致、会議録の調整等、特別委員会の運営について委員会で協議して定めた。

### 3 委員会の開催状況

#### (1) 第1回委員会 令和3年9月30日

正副委員長を決定した。  
議席の指定を行った。

#### (2) 第2回委員会 令和3年10月8日

98条と100条の違い、調査方針、及び証人喚問の流れ等を定めた特別委員会の運営について確認した。

各種資料については、原則事務局にて保管することを決定した。  
次回は現地調査をすることになった。

#### (3) 第3回委員会 令和3年10月20日

現地調査を行い、A・B箇所と835-1の占有部分について確認を行った。  
海側に張り出した箇所を土地・工作物どちらとして取り扱うのか8月17日付けで産業振興部から県に対して文書にて問い合わせをしているとの報告があった  
特別委員会が設置する前に建設経済委員会で協議した事項について、改めて委員全員で情報共有することとなった。

#### (4) 第4回委員会 令和3年11月5日

復元測量を行い、約2.53㎡境界を越えて建物が建っていること、またアスファルト舗装や植物部分についても越境していたことが判明した。  
現状はパーテーションを設置し、建物部分も撤去されていたが、基礎部分のコンクリートはまだ残っていたため、原状回復してもらうように指摘した。  
海側に張り出した箇所は隣接地の所有者が平成11年の台風により護岸及び建物が被災した際に、法的手続きを踏まずに護岸及び建物の補修を実施したことが判明した。  
海側に張り出した箇所の取り扱いについて、早急に回答していただくよう委員会から県に対して、文書にて依頼することを決定した。  
次回は追加で提出される資料について協議をすることとなった。

#### (5) 第5回委員会 令和3年11月26日

委員会に提出された土地835-1、835-26、752-6に関する市・県保管分の書類一式の説明を受けた。  
12月定例会において、中間報告することを決定し、次回は中間報告の内容について協議を行うことを決定した。

#### (6) 第6回委員会 令和3年12月7日

委員会の中間報告書の内容について協議を行い、決定した。

#### (7) 第7回委員会 令和4年2月1日

海側に張り出した2箇所の取り扱いについて県から公有水面埋立法が適用されると回答があり、無願埋立地として処理を進めることになるかと報告があった。  
今後の手続きの流れについて説明を受けた。

**(8) 第8回委員会 令和4年11月2日**

公有地を越境している部分を撤去し、原状回復が終了したことについて報告があった。

無願埋立箇所の手続き状況について7月4日に申請者が原状回復義務免状申請書を県に提出、漁港管理者である行橋市及び利害関係者である蓑島漁業共同組合が境界立会の確認及び申請者が財務省から売払いを受けることに同意、その後、当該埋立地を申請者が取得することについて漁港管理上問題がないか意見を求められ、行橋市が問題ないと回答したため、9月30日付で原状回復義務の免除決定がなされ、国の所有になったと報告があった。

境界確認は法人、払い下げ申請は個人として記名押印されており、法人と個人では法律上、別人となることから、手続き上問題がないか確認するように指摘した。

**(9) 第9回委員会 令和5年3月10日**

土地の払い下げについて、県から「利用困難地の随契売り払いは隣接者に限る」と回答があり、これを受けて申請者が名義変更の手続きをしているとの報告があった。

**(10) 第10回委員会 令和5年9月5日**

土地の払い下げについて、法人名義から個人名義に変更したとの報告があった。また、今まで県に提出した各種資料に関しては再提出不要と回答があったとの報告があった。

個人で建てた構造物が市の構造物に接合されているため、耐久性に問題ないか構造計算書の提出を求めて確認をする、もしくは被災した場合の取り扱いについて協議するべきではないかとの指摘があった。

**(11) 第11回委員会 令和5年9月25日**

委員会の中間報告書の内容について協議を行い、決定した。

**(12) 第12回委員会 令和5年11月29日**

構造計算書の提出はなかったが、今後、仮に無願埋立地の擁壁が周辺の擁壁よりも先に壊れた場合、もしくは、無願埋立地の擁壁が原因となり、市が管理している擁壁及び水叩き部に損傷を与えた場合、責任をもって修復し、国、県、市に迷惑をかけないとの誓約書の提出があった。

公有地の不法占有に関する今後の対策については、境界に壁を設置し、境界を明確にするとともに、容易に越境できないようにするとの報告があった。

委員会の最終報告書の内容について協議を行い決定した。

本日の委員会をもって、付議事件の審査をすべて終了することを決定した。

## 4 証人、執行機関の出席等

### (1) 執行機関として説明を求めた者、説明の概要

①令和3年11月5日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

・産業振興部の所管事務に関する調査

②令和3年11月26日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

・産業振興部の所管事務に関する調査

③令和4年2月1日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

・産業振興部の所管事務に関する調査

④令和4年2月1日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

エ 国土調査係長

・産業振興部の所管事務に関する調査

④令和4年11月2日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

・産業振興部の所管事務に関する調査

⑤令和5年3月10日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

・産業振興部の所管事務に関する調査

⑥令和5年9月5日

ア 産業振興部長

イ 農林水産課長

ウ 産業土木係長

- ・土地の払下げについて
- ・市所有地の不法占用について

⑦令和5年11月29日

- ア 産業振興部長
- イ 農林水産課長
- ウ 産業土木係長
- ・について



## 5 記録、資料の提出

### (1) 執行機関に提出を求めた資料等

- ①令和3年10月20日提出（産業振興部）
  - ・埋立地から海側に張り出した箇所を取扱いについて（県への依頼文）
  - ・位置図
  - ・地籍図
  - ・用地平面図（上空写真）
  - ・年代別航空写真（平成5年、平成26年、平成29年）
- ②令和3年11月5日提出（産業振興部）
  - ・年代別航空写真（平成5年、平成11年、平成17年、平成18年、平成21年、平成26年）
- ③令和3年11月26日提出（産業振興部）
  - ・土地835-1、835-26、752-6に関する市・県保管分の書類一式
  - ・登記簿（土地：835-1、835-26、752-6、建物：752-6）
- ④令和4年2月1日提出（産業振興部）
  - ・無願埋立に係る今後の進め方
  - ・埋立地から海側に張り出した箇所を取扱いについて（県からの回答）
- ⑤令和4年11月2日（産業振興部）
  - ・公有地を越境していた箇所について
  - ・原状回復義務に関する書類一式
  - ・原状回復義務免除以降の流れ
  - ・関係法令抜粋（公有水面埋立法、地方自治法）
- ⑥令和5年9月5日（産業振興部）
  - ・公有地の占有に関する質問について（県照会）
  - ・公有地の占有に関する質問について（県回答）
- ⑦令和5年11月29日（産業振興部）
  - ・誓約書
  - ・用地平面図

## 6 委員派遣

- (1) 日時  
令和3年10月20日
- (2) 場所  
行橋市大字蓑島字東崎、字将家保谷並びに同地先
- (3) 内容  
現地調査を実施した。
- (4) 派遣  
全委員

## 7 調査の結果

### (1) 公有地の不法占有に関する問題

公有地である蓑島 8 3 5 - 1 が不法占有されている疑いがあったため、担当課が復元測量を行った結果、民有地の建物の一部、約 2. 5 3 m<sup>2</sup>が境界を越えて建っていること、またアスファルト舗装等が公有地に越境していることが判明した。本特別委員会設置後に越境していた建物等が撤去されたと報告があったが、現地を確認したところ、建物の基礎部分やアスファルト舗装が残っている等、原状回復されたとはいえない状況であった。コンクリートやアスファルト等は産業廃棄物として処理をしなければならず、将来、当該公有地について何らかの工事が必要になった場合、残されている構築物の撤去費用を市が負担することとなるため、担当課に対し、法律に基づいた原状回復を早急に求めるように委員会として指摘した。その後、令和 4 年 5 月 2 日に残されている構築物の撤去費用が撤去された。今後の対策については、境界に壁を設置し、境界を明確にするとともに、容易に越境できないようにするとの報告があった。

### (2) 無願埋立地に関する問題

民有地である蓑島 7 5 2 - 6 から海側に張り出した箇所は、県や市に届け出がなされておらず、法的な手続きを踏まずに工事が施工されていたことが判明した。

本件に関しては、対象箇所が土地か構造物かによって取り扱いが異なり、その判断は県が行うことから、令和 3 年 8 月 1 7 日付けで所管から判断を求める依頼文を県に提出し、委員会からも令和 3 年 1 1 月 8 日付けで早急に回答していただくよう依頼文を提出した。令和 3 年 1 2 月 2 7 日付けで県から「公有水面埋立法を適用する」と回答があったことから、蓑島 7 5 2 - 6 から海側に張り出した箇所は、無願埋立地として取り扱うことが決定した。

その後の手続き経過については、漁港管理者である行橋市及び利害関係者である蓑島漁業協同組合が境界の確認を行い、さらに無願埋立地に隣接する土地の所有者である法人の代表者が個人の立場で財務省から売払いを受けることに同意をしたため、当該個人が公有水面埋立法に基づき、令和 4 年 7 月 4 日付けで原状回復義務の免除申請を県に提出した。令和 4 年 7 月 8 日付けで県から無願埋立地の存在及び当該埋立地を当該個人が取得することについて漁港管理上問題がないか意見を求められ、令和 4 年 8 月 1 6 日付けで市は問題がないと回答したため、令和 4 年 9 月 3 0 日付けで当該個人の原状回復義務が免除された。今後の流れについては、新たに生じた土地及び字編入の議決を経た後に、払い下げに向けた手続きを行うとの報告があった。

調査事項に対する委員会からの指摘・改善意見として、はじめに手続きの中で、境界確認は法人の代表者としてなされ、一方、払い下げ同意書は個人として提出されるなど、法人代表者としての立場と個人の立場が混在していたにも関わらず、市長が立会証明書兼筆界承諾書及び同意書に記名押印していたことが判明した。委員会で指摘し、県に確認したところ、払い下げは隣接地所有者に限られるとの回答があったことから、個人へは払い下げすることはできないことが判明した。今回は、申請者が隣接地所有者の名義を法人から個人に変更

し、個人で払い下げを受けることになったため、書類の再提出は不要になったが、権利関係に重大な影響を及ぼす事案であることから、今回のような極めて杜撰かつ不適切な事務処理が行われたこと自体、行政の長としての市長に重大な監督責任があると言わざるを得ず、  
今後は行政手続きに瑕疵がないように適切に対応することを求めた。

最後に、無願埋立地の構造物は、無断で市の堤防と接合しており、津波防災上や高潮対策上、あるいは施設そのものの耐久性に疑問が残ることから、構造計算書の提出を求めるべきではないか、と指摘したところ、構造計算書の提出はなかったが、今後、仮に無願埋立地の擁壁が周辺の擁壁よりも先に壊れた場合、もしくは、無願埋立地の擁壁が原因となり、市が管理している擁壁及び水叩き部に損傷を与えた場合、隣接地所有者がその擁壁及び水叩き部についても責任をもって修復し、国、県、市に迷惑をかけないとの誓約書の提出があったとの報告があった。

## **8 調査経費**

### **(1) 令和3年度**

①予算額

300 千円以内

②実績

0 円

### **(2) 令和4年度**

①予算額

291 千円以内

②実績

0 円

### **(3) 令和5年度**

①予算額

291 千円以内

②実績（見込み）

0 円

## 9 おわりに

本委員会は、令和3年9月定例会において設置され、これまでに計12回開催し、公有地の占有に関する調査を行ってきた。付議事件は、①公有地の不法占有に関する問題②無願埋立地に関する問題の2件であり、付議事件の問題点については、それぞれの項で詳述したとおりである。市長はじめ執行部におかれては、問題点の指摘を真摯に受け止め、是正することを願うものである。

最後に、本委員会の調査にご協力頂いた関係各位に感謝を申し上げ、最終報告とする。